

○入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 7 日

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝文

1 入札に付する事項

- (1) 案 件 名 県立こころの医療センター中央監視装置修繕
- (2) 案件場所 県立こころの医療センター 茨城県笠間市旭町 6 5 4
- (3) 案件概要 中央監視装置 G2RCP-1 盤自動制御機器修繕 一式
- (4) 期 間 契約締結日の翌日から 9 0 日間

2 担当課

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 6 5 4

茨城県立こころの医療センター 電話 0296-77-1151 FAX 0296-77-1739

経理課

3 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 茨城県内に本店または営業所を有すること。
- (6) 仕様書に示す内容が履行できること。

4 資料の提出、入札及び届け出の方法

この案件は、電子調達システムを使用しない案件である。

5 入札説明書の公告期間及び場所

茨城県立こころの医療センターホームページ

期間 公告の日から令和6年11月15日(金)まで

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp/news/bidding/>

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本案件の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

ア 申請書等の提出方法、提出日時

提出方法 1部を持参、郵送又は電子メールとする。

提出期限 令和6年11月20日(水) 16時まで必着。

(ただし受付時間は午前9時から午後4時とし、休日は除く)

(郵送による場合：簡易書留郵便に限る。)

イ 提出先 2の担当課

- (2) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

7 設計図書の閲覧等

上記5に同じ

8 入札手続等

- (1) 開札日時及び場所

ア 日時 令和6年11月29日(金) 午前10時

イ 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

- (2) 提出方法

入札書は、(1)の日時に持参により行うものとし、その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤または積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

- (8) 入札執行回数は、2回とする。

- (9) 初度の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に

再度入札のための入札書を持参すること。

- (10) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は見積書を持参すること。
- (11) 落札者は、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

契約金額の100分の5以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

13 請負契約書の要否

要

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までには到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 開札日までに指名停止措置を受けた者は無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

15 当該案件に直接関連する他の案件の請負契約を当該案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、6により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、3の競争参加資格を満たしていなければならない。

17 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当課の了承を得ること。
- (4) やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められた場合には、入札の業者執行を中断、延期又は取りやめる場合がある。
- (5) 入札を辞退する場合は、2の担当課へ辞退届を提出すること。
- (6) 競争入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (8) 詳細は入札説明書による。